

猪名川町保育所等入所判定基準(令和7年10月～)

審査基準1 (保育の必要性) ※保護者それぞれについて、該当する項目を1つ選択する。

	類型	項目		保護者の状況	指数		
					父	母	
1	就労 (自営業含む)	常勤		週40時間以上	22	22	
2		常勤		週30時間以上40時間未満	20	20	
3		非常勤		週40時間以上	22	22	
4		非常勤		週30時間以上40時間未満	20	20	
5		非常勤		週16時間以上30時間未満	16	16	
6		内職		週16時間以上の内職	13	13	
7	就学			月16日以上かつ64時間以上就学している	16	16	
8				上記に該当しないで就学している	8	8	
9	求職活動			非常勤(就学):週16時間未満の就労(自営・内職含む)	10	10	
10				求職活動中	6	6	
11	妊娠・出産			切迫流産等で要安静と診断された場合		23	
12				産前産後それぞれ8週以内		13	
13	育児休業		育児休業中	8	8		
14	疾病	入院		入院期間1ヵ月以上	23	23	
15		居宅療養	ねたきり	常時ねたきりの状態にある場合	23	23	
16			通院・療養	保育が困難と診断された場合	16	16	
17				やや保育が困難と診断された場合	6	6	
18	障がい			障がい重度(身障手帳1級・2級、療育手帳A、精神手帳1級)	22	22	
19				障がい中度(身障手帳3級、療育手帳B1、精神手帳2級)	20	20	
20				障がい軽度(身障手帳4～6級、療育手帳B2、精神手帳3級)	15	15	
21				自立支援医療受給等	15	15	
22	親族の 介護・看護	付き添い		入院付き添い(入院期間2ヵ月以上)	22	22	
23				障がい児(療育付き添い)		22	22
24		自宅介護・看護		週40時間以上	22	22	
25				週30時間以上40時間未満		20	20
26				週16時間以上30時間未満		16	16
27				災害		家屋損壊で復旧に常時あたっている場合	22
審査基準1 保育の必要性 合計							

● 該当する項目が2つ以上ある場合、点数が高い方を適用する。

審査基準2（優先利用）

※該当があるものはすべて選択し、指数を加算する。

	区分	条件	指数
28	ひとり親家庭	ひとり親家庭（祖父母と同居していない）	+40
29		ひとり親家庭（祖父母と同居）	+36
30	児童の障がい	障害児手帳等の交付を受けている児童、特別児童扶養手当支給対象児童および医師の判断により統合保育が望ましい児童の入所	+15
31	失業	生計中心者失業	+10
32	育休・産休の職場復帰 ※1	育児休業明けにより職場復帰する	+3
33	兄弟姉妹在園	猪名川町の認可保育所・認定こども園に在園している（1・2・3号）兄弟姉妹と同じ園を希望している	+8
34	兄弟姉妹同時申請	兄弟姉妹が同時に申請している	+4
35	就学前	次年度に就学を迎える児童の入所	+20
36	DV・児童虐待	関係機関等からの要請により入所に配慮が必要な世帯	+50
37	里親	関係機関等からの証明等により入所に配慮が必要な世帯	+10
38	単身赴任	父または母が単身赴任している	+1
39	小規模保育卒園児	小規模保育卒園児	+2
40	保育所待機（希望待機除く）※2	入所要件がありながら、保育所等に空きがない等の理由により、入所できず待機している（父母ともに月64時間以上の就労が認められる場合に限る）	+1
41	保育士・保育教諭の優先利用	父または母が町内保育施設に勤務（内定）	+20
42		父または母が町外保育施設に勤務（内定）	+10
43	申請日以降申請	申請期日以降に申請	-2
44	家庭の状況 ※3	保育可能な同居の親族（18～65歳未満）がいる。	-10
45	自営業の客観的資料未提出	開業届・営業許可証・確定申告書の控え等の提出がなく、自営業のホームページ・チラシ・名刺等の提出時	-5
審査基準2 優先利用 合計			

※1 育児休業中に申込をしたが、入所できずに待機しているものも含む。

※2 育児休業期間中（希望保育所待機）は待機期間に含めない。また、入所を辞退した場合は、加算しない。

保育所待機については、受付終了日（R7.11.10時点）の状況で判断する。

（例）R7.11.1時点で純粋な待機→+1、R6.5.1時点で希望保育所待機→加算なし

R7.12.1入所申込中→加算なし

※3 同居の親族（18～65歳未満・世帯分離も含む）がいる場合、保育の必要性の証明書類の提出が必要。

証明がない場合は、原則、保育所等の利用は不可。公的な証明が出せない場合は、申立書の提出でも可とするが、記載内容が客観性に欠ける場合（腰が痛くて保育できない等）は、保育可能とみなし、10点減点とする。

審査基準1 保育の必要性 合計	
審査基準2 優先利用 合計	
総計	

● 審査基準1（保育の必要性）と審査基準2（優先利用）を合算して、点数の高い児童から入所することとする。

● この表に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる状況を適応する。

● 同点の場合は、次の1～5の順に優先順位を判定する。

1. 家庭的配慮が必要な世帯である
2. 兄弟姉妹が同じ施設を利用している
3. 就労時間（通勤時間）が長い
4. ひとり親世帯である
5. 保育料の滞納がない